

令和6年度 青山中学校部活動方針

1. 部活動の目的

- (1) 体力や技能の向上、スポーツや文化芸術の楽しさや創造する喜びを味わい、生涯にわたって豊かな生活を自ら創り出す資質や能力を育てる。
- (2) 自主性、協調性を重視し、達成感を味わわせ、学習意欲の向上、責任感、連帯感などの育成を目指す。
- (3) 互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級や学年を離れて仲間や指導者と密接にふれ合うことにより、学級内とは異なるよりよい人間関係構築の能力を養う。

2. 運営方針

- 部活動(平日・休日ともに)は、学校教育活動の一環として活動を行う。
- 各部活動の実態に応じて学校長より社会人指導者(校長の指導のもと、その方針を理解し、学校部活動の指導者として指導して下さる方)を委嘱し、活動の指導に当たっていただく。
- 育成会を組織し、学校教育活動として、部活動の方針について十分に理解していただき、学校と協力して指導に当たっていただける体制づくりをする。
- 本方針及び、「部活動育成連絡会会則」に従って、部活動の運営を行う。
- 本会は、青山中学校教職員を指導顧問とし、次の部活動種目を設ける。指導顧問のいない種目は、組織できないものとする。
 - ・野球 ・サッカー ・陸上 ・ソフトテニス(男・女) ・水泳 ・バスケットボール(男・女)
 - ・バレーボール(女) ・卓球 ・剣道 ・演劇 ・合唱 ・美術

3. 部員について

- 本校に在籍している生徒(部活動への加入は任意制)
- 部活動は原則として3年間継続すること。
- 退部するときは、指導顧問、学級担任、保護者の承認があること。
- 都合により転部するときは、指導顧問、学級担任、転部する指導顧問、保護者の承認があること。(原則として年度当初に転部する)
- 入部希望者は「入部届」を指導顧問に提出すること。

4. 指導者

- (1) 各部の指導者は部ごとに可能な限り 2名以上の教職員を部活動顧問として充当することを原則とする。
- (2) 部活動顧問は、部活動育成会、社会人指導者等と連携を図り、部活動の計画、指導、運営・管理を行う。
- (3) 指導に当たっては、以下の点について厳に遵守する。
 - ・生徒との信頼関係のもとに、練習の意義を十分生徒が理解したうえで行わせるなど、生徒の主体性を重視して指導する。

- ・ 失敗に対して人間性をも否定するような高圧的な態度をとったり、失敗に対して懲罰的な不要の課題を課したり、すべての部員にチャンスを与えない不公平さを生んだり、不必要に身体に接触したりするような指導は決してあってはならない。(体罰及びハラスメントの禁止)
- ・ 勝利至上主義ではなく、教育的意義を継承・発展させながら行う。

5. 実施に関する方針(「岐阜市部活動指針」準拠)

《参考》

成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスがとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ以下を基準とする。「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」〔スポーツ庁〕

- (1) 平日の活動は、月曜日から金曜日を原則とし、月間予定表に「活動の日」と定められた日の放課後とする。平日に1日以上以上の休養日を設ける。平日の練習時間は最長でも1時間程度とする。
- (2) 校外研修、校内研究会、職員会等で顧問が指導にあたれないときは活動を行わない。平日部活動の時は、各場所で担当職員を配置して実施する場合がある。
- (3) 定期テスト前一週間とテスト中は活動を行わない。
- (4) 休日に活動する場合は、月間予定表に基づき、月間活動申請書を毎月27日までに校長に届けて実施できる。また、届け出後に変更が生じたときには変更分を再提出する。
- (5) 休日の活動は3時間程度とし、終日にわたらないようにする。
- (6) 休日に活動する場合は、土・日曜のいずれかを休養日とする。
- (7) 第3日曜日を家庭の日として原則休養日とする。
- (8) 公式戦がある場合など、土・日曜とも活動しなければならない場合には、他の休日と振り替え、年間を通して、土・日・祝日の半数程度を休養日とする。
- (9) 長期休業中の活動に関しては、生徒の健康・家庭生活・学習面に支障が出ないように、過度な活動は避けるようにする。また、部活動は長期休暇の1/3をめどとする。
- (10) 夏休みの学校閉庁期間については、全国大会等が迫っている部活動を除き、活動日を設けない。
- (11) 年末年始については、生徒の家庭や地域の行事等への参加を保障するため、活動日を設けない。
- (12) 公式戦1週間前の放課後は、顧問指導のもとで特別に活動(特別部活動)を実施してもよい。その場合は、顧問を通じて校長に許可を得て、教務主任及び部活動担当に報告する。
- (13) 授業日における最終下校時刻は、週報に記載する。

6. 休日の体育館施設使用割り当てと使用時間について(A 8:00-10:00 B 10:30-12:30 C 13:00-15:00)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
A	卓球	バレー	バスケット	相談	相談	バスケット	卓球	バレー	バスケット	卓球	バレー	バスケット
B	バスケット	卓球	バレー	相談	相談	バレー	バスケット	卓球	バレー	バスケット	卓球	バレー
C	バレー	バスケット	卓球	相談	相談	卓球	バレー	バスケット	卓球	バレー	バスケット	卓球

※7月、8月については、大変暑い時期であるため、あらかじめ時間の割り振りはせず、顧問同士で活動時間の調整を行うこととする。具体的な活動時間、活動場所などは、毎月の活動計画に記載する。

7. 活動における注意事項

- ・完全下校時の15分前には活動を終了し、下校時刻を守ることができるようにすること。
- ・各部の部室は、定期的に掃除すること。
- ・練習着については、原則として体育の服装とする。ただし各部で決められた、練習着、靴、ユニフォームについては認める。また、不明な点は、顧問が確認する。
- ・休日に部活動として活動する場合には、自転車で登校してもよい。ただし、自分の命を守るために必ずヘルメットを着用し、あごひもを締めること。また、各部の顧問により認められたものとする。
- ・部で決めた約束(不要物をもってこない、ヘルメットをかぶるなど)が守れない、仲間同士のトラブルがある場合は、練習等の活動を休止し、ミーティングを開いて指導を徹底する。内容により、一定期間部活動を禁止することがある。

8. 対外試合や学校外での練習等について

- ・大会の参加、練習試合の申込みは顧問または指導者が行う。
- ・対外試合などの遠征については、自転車で移動することを認める。ただし自転車を使用する場合は、安全を配慮し、ヘルメット着用し、あごひもを締める。また、使用する自転車については、年度当初に顧問の点検の結果、認められたものに限る。
- ・大会や練習試合等の等の移動については、現地集合、現地解散であることが望ましい。
- ・中体連及び県・市教育委員会主催の休日に開催される大会及び、顧問が休日に計画した試合等については顧問が引率することとするが、これら以外で休日に学校外で開催される大会や試合については、原則として顧問の引率は求めず、保護者が責任をもち引率する。
- ・大会結果は部長が校長に報告し、その後校内放送を通して全校生徒にも周知する。

9. 保護者との連携

- ・各部ごとに育成会を設置し、保護者との連携のもと活動をする。
- ・各部の育成会同士が連携をとるために、各部の育成会長・社会人指導者が集まる育成連絡会を原則として年2回実施する。(原則…4月&10月)
- ・多くの目で生徒の安全を確認し、冷静に事故、けが等の対応ができるよう、休日等の部活動では、最低1名の保護者の方に活動場所についていただくこととする。
- ・グループLINE等を使った連絡網に、顧問である職員は入らない。また、職員と保護者及び職員と生徒との間での個人的なメールやSNS等でのやりとりは、特別に校長が許可した場合を除き、一切禁止する(岐阜市教委通達に準ずる)。
- ・顧問から保護者、保護者から顧問への部活動運営に関わる相談等がある場合は、その部の代表となる育成会長を窓口した対応を行うこととし、個別の対応はしない。

10. 活動費(部費)

- ・各部の運営は、部員の部費及びPTAの補助金で行う。
- ・各部は、必要に応じて部費を徴収することができる。金額は、一人月額1,000円程度を目安として各部ごとの保護者会で話し合って決定する。集金方法についても、各部ごとで決定する。

- ・部費の金額については、各部の育成会会則に記載する。
- ・部費の管理は、各部で通帳をつくって各育成会にて管理する(顧問は関与しない)。
- ・教師の立替払いによる物品等の購入を禁止する。
- ・各部は、保護者において、会計担当者及び会計監査2名を決め、各部の顧問及び全保護者に会計報告を行うとともに事務局へその写しを提出すること。

1 1. 安全管理について

【熱中症の予防について】

- ・環境省「熱中症予防情報サイト」等の指針を参考にして、暑さ指数(WBGT)の値等を考慮しながら、なるべく直射日光を避け、換気に努め、積極的に給水を行うよう指導する。※WBGT 31℃以上の場合には、原則屋外での活動を中止する。
- ・熱中症が疑われる症状があった時には速やかに涼しい場所に移動し、楽な姿勢で給水を行うなどの処置をし、意識がはっきりしないなどの様態がある場合にはためらわず救急搬送等の対応を行う。

1 2. 部活動の改廃について

生徒数の減少に伴い、教員数も減少していくことが予想され、現状の部活動数を維持することが困難となることが想定される。そこで、部活動の改廃の目安について次のように定める。

- ・部員の人数が公式戦等に出場するための必要人数を満たさない場合

〈参考〉大会出場(団体)できる最低人数

野球	サッカー	テニス	陸上	水泳	バレー	バスケ	卓球	剣道	演劇	美術	合唱
9	7	2	4	4	6	5	6	3			3

- ・他校と合同チームによる参加が1年以上続いた場合
- ・設置に必要な教員の配置(複数顧問制)が難しい場合

※参考「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」 令和2年9月1日 スポーツ庁
令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教師が休日の部活動に従事しないこととする。